

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月10日(水)午後1時35分から午後2時45分

2. 開催場所 合志市役所防災センター避難所1

3. 出席委員(14人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	平山	和敬
委員	2番	清原	啓喜
〃	3番	上野	育夫
〃	4番	平野	昭代
〃	5番	高島	一久
〃	6番	村上	幸記
〃	7番	長野	昌治
〃	8番	齋藤	典夫
〃	9番	野田	隆一
〃	10番	城	英夫
〃	11番	青木	恵夫
〃	12番	岡田	政広
〃	13番	坂口	正子

4. 欠席委員(0名)

なし

5. 議事日程

(1)議事録署名者

(2)農家調査及び現地調査員

(3)議案

第1号議案	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第2号議案	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第3号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第4号議案	農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて
第5号議案	あっせん委員の指名について

第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用(届出)について

6. 農業委員会事務局職員

局長	坂上	範行
次長	竹田	直広
主幹	上村	恭子

○事務局長 それでは、ただいまより令和5年5月の農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、福島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福島求仁子君） みなさまお疲れ様です。

今日はドキドキしています。昨日事前打ち合わせでタブレットを使った総会をどのように進めたらやりやすいかなどのことを話し合いました。今日の総会がスムーズに進むようよろしくお願いいたします。

また話は変わりますが、本当に有事から平時に戻りまして、戻った途端に総会とかいろいろな会合が普通通り行われるようになりました。昨日私は午前中、午後そして夜と3つの会合に出席という形で忙しくなりましたけれども、コロナの前に戻るということはとても素晴らしいことで、経済的にもすごく流れも良くなってくるかと思えます。経済の流れによって農業そのものもですねコロナ禍のような大変さがなくなればやっぱり嬉しいなと思っております。

今日は、タブレットを使っての第1回目ということで、少しドキドキをしながらですが、画面も紙の資料に比べると見やすくなっておりますし、現地の写真もカラー刷りになりますのでより理解しやすくなりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

また、わからないことがありましたら、その都度1つ1つ手を挙げていただいて、解決していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、農業委員14名全ての委員さんが出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何か質疑や質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

(1) 議事録署名者

○議長（福島求仁子君） それでは、3の議事に入ります。

議事録署名者につきましては、1番の平山委員、2番の清原委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

(2) 農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、
農業委員 2 番 清原委員 3 番 上野委員 7 番 長野委員 10 番 城委員
13 番 坂口委員以上 5 名の委員さん方へ適宜ご意見をお伺いいたしますので、ど
うぞよろしくお願ひいたします。

-----○-----

○議長（福嶋求仁子君） それでは、議案に入ります。
第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号1につきまして上程
いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。
番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとな
っています。申請の理由は、規模拡大のための売買でございます。
続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』1ページの中央斜線部分が申請地
です。群山の西側に位置する農地です。2ページが申請地の現況写真です。次に3
ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。次に4ページをお
開きください。
まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面
からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。
第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当
しません。
第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。
第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、
該当しません。
第5号の地域との調和要件は、申請地はこれまで野菜畑として利用してあり、
許可後も同様に大根等の野菜を作付け予定であるため、周辺農地への支障はない
ものと考えられ該当しません。
以上1号から5号まで該当する項目はないと思われます。
事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 3 番 上野委員
に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3 番（上野育夫君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。4
月27日の午前9：00頃、私と酒井推進委員と事務局で現地調査をいたしました。
今回の申請理由は、規模拡大のための所有権移転です。申請地のすぐ近くに、
申請人の自宅があり、耕作を効率よく行うことができます。
また、許可後は大根を作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ない
と思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。
ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委

員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手（挙手多数）でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号2につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。

所有権移転番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、規模拡大のための売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』5ページをご覧ください。図面中央よりの斜線部が申請地です。県道辛川鹿本線の西側の農地です。6ページが現況写真です。7ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に8ページをご覧ください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで水田として利用しており、許可後も同様に水稻を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から5号まで該当する項目はないと思われまます。

事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の7番 長野委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（長野昌治君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。4月27日午後3時頃私と村上推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請の理由は規模拡大の所有権移転です。申請地は、申請人が以前から借り受けて耕作していた農地です。

許可後も現在と同じように農作業を行いますので、農地への影響は心配ないと思われま。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

番号1の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は駐車場への転用です。

議案書別紙の9ページをお願いします。図面左下側の太枠斜線部分が番号1の申請地で、西合志中央小学校南西側、県道大津植木線東側に位置する農地です。

次の10ページが申請地の現況です。

11ページが配置図です。当該申請地を不足している職員駐車場として利用する計画です。小学校校舎側から申請地へスロープで擦り付け、安全面を考慮し、駐車場への進入路は小学校校舎側からのみとする予定です。

12ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の13ページにお示ししておりますとおり、農地の広がり申請地のみであることから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませ。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の10番 城委員に
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（城英夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年4月27日の午後、私と工藤推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を
行い、申請者より申請内容等をお聞きしました。

申請地の南側に道路がありますが、周囲に農地はありません。道路と同じ高さ
で駐車場を整地されますが、北側の宅地に面している部分は法を残すなど土砂や
雨水の流出がないよう計画されており、特段心配は無いかと思えます。皆様のご
審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委
員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行
います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について、
承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1は
原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定によ
る農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号1につきまして事務
局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては
議案書に記載してあるとおりです。転用目的は148区画の宅地分譲への転用で、売
買による所有権移転です。

議案書別紙の14ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申
請地で、百花園ゴルフ場の北側にあり、国道387号線の東に位置する農地です。

次の15ページが申請地の現況です。16ページが配置図です。申請者は不動産業
を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、宅地分譲で148区画を整備する計
画です。

17ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の18ペ
ージにお示ししておりますとおり、申請地は約9.7haの農地が連たんした区域内に

存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。また、この事業は熊本都市計画地区計画区域内の開発となっていることから宅地分譲の用途でも可能となっております。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福岡求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 7番 長野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（長野昌治君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年4月27日の午後、私と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の北側の一部が農地に接していますが、擁壁の設置により土砂等の流出防止に努めるため、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福岡求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福岡求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福岡求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○議長（福岡求仁子君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は51区画の宅地分譲への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の19ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、百花園ゴルフ場の北側にあり、国道387号線の東に位置する農地です。

次の20ページが申請地の現況です。21ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、宅地分譲で51区画を整備する計画です。

22ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の23ページにお示ししておりますとおり、申請地は約9.7haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。また、この事業は熊本都市計画地区計画区域内の開発となっていることから宅地分譲の用途でも可能となっております。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませんが、事務局からは以上でございます。

○議長（福岡求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○事務局 それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年4月27日の午後、私と清原推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の西側の一部が農地に接しておりますが、申請地側が道路になり、農地と高さが変わらないことから土砂等の流出などの心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福岡求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？ 清原推進委員。

○推進委員（清原博幸君） 昨年度ですかね、転用申請があつて現地調査したんですけども一時転用において土置き場に変更になったところじゃなかったですかね。また今回別の申請で転用ということになるんでしょうけど、こういった2段階でやることって特に何も問題はなんでしょうか？

○議長（福岡求仁子君） 事務局をお願いします。

○事務局長 はい、この場所につきましては確か委員さんが就任されて、直後だったですかね、現地調査していただいた場所です。そのときは一時転用で土置き場にしますという申請で、その期間が終わって、次の転用の目的に今回申請をされるということなので、前回の部分はもう一旦一時転用で終わって、今度新たに別の

事業に取り組むと、そういう流れになっております。以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 清原推進委員。

○推進委員（清原博幸君） 1回目のその転用のときにその転用が完了して期間が過ぎたらまた元に戻すよというの説明だったんですけど元に戻すということは畑に戻すということかなと理解してるんですけども。それはどうなったんでしょうか。

○事務局長 一時転用というのはあくまでもその申請される期間ですね、優良農地であれば最長でも3年以内が一時転用の期間で、その期間が終わったらおっしゃる通り畑に戻すよっていうのが大前提となる申請となります。前回の一時転用は、土置き場ということで、合志市内や近隣市町村での建設工事等で出た廃土を一時的に保管して、需要があった際にはここから運び出すという内容での申請となっておりますが、現在土がまだ一部盛ってある状態になってるかと思います。

その土についてはですね、今回この宅地分譲の計画が出ましたのでそこに使われる土として今置いておられるとそういう状態だと思います。今回のあの土をどうかしてくださいと言ったところでまた同じそこに造成工事の際に土を持ってくる必要があるということで、経済的に考えても申請者に余計な負担をかけてしまうということもありますので、そういう事情がありますので、そこまでは求めていないということでございます。

○議長（福嶋求仁子君） 他に何かございませんでしょうか？ 平野委員。

○4番（平野昭代君） そういう状況であるのならば、一時転用の期間を延長してでも農地に戻すのが本来なのではないのでしょうか。

○事務局長 一時転用期間を延ばしたとしても、一体的にその土を押しならしてしまうと、今回の転用許可を得る前に、もう造成工事に着手してるということにもなりかねないということも思いまして、今回のような形で申請を受け付けてるということでございます。

○議長（福嶋求仁子君） 他に何かございませんでしょうか？ 坂口委員。

○13番（坂口正子君） すごい広い土地ですよ、51区画ができる。結局さっき言われたように、土をそのまま置いとけばいいのかなって言ったらすいません、一緒のことなんですけど思ったもので。ただ、でも本当に一時転用というのは、こんな簡単に言ってきて、農地戻すのを戻さないで、そのまま宅地になるっていうのは、今からどんどん増えると思うんですよ。今TSMCができてるので、その関係もあるのかなと思って。お聞きしたいなと思います。

○事務局長 今回の申請地はですね、あくまでも第2種農地だから、一時転用の後の次の転用事業にも取り組めると、転用が可能な場所というところがございます、これが優良農地ですね、農振農用地や第1種農地だった場合には一応一時転用は3

年以内だったら許可可能ということに法律上なっているものの、そういうところは次何か転用しようとしたって、通常は許可は下りませんのでそういうところは絶対農地に戻してもらい必要があるというところですよ。

合志市内でもですね、農用地内に一時転用許可を下した案件もあります。そこについてはちゃんとですね、期間内に農地に戻っているかっていうのを目を光らせてですね、期限が近づいてきても農地への復元が進んでないようだったら申請者に適切に指導を行なっておりますので、今のところ、農用地内で一時転用を許可して、農地に戻らなかったというような事例はありません。

○推進委員（清原博幸君） 今の説明を聞いて納得しました。

○議長（福嶋求仁子君） 多数の質問ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号3につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の7ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は個人住宅への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の24ページをお願いします。図面右下の太枠斜線部分が所有権移転番号3の申請地で、楓の森小・中学校から東へ約950m、はあもにい保育園の東に位置する農地です。

25ページが申請地の現況です。写真のとおり申請地の一部が砂利敷きされている状況でした。申請者からは始末書が提出されておまして、それによりまして、

譲受人の父が所有されている頃から、道向かいの国府高校第2グラウンドの駐車場として使用されており、転用の許可を得ていると聞いていたようです。譲受人は農地法の内容について認識不足により農地法違反していたことを反省されています。

26ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地19区画を整備する計画です。

27ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の28ページにお示ししておりますとおり、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の3番 上野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（上野育夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年4月27日の午前、私と酒井推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の北側は道路に接しており、南側に農地が接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置し土砂流出に留意するとのことで、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願います。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？清原推進委員。

○推進委員（清原博幸君） 別紙の28ページの緑色の区域が農地ってことですね。緑色ずっと広がってるんですけど、細いところでも繋がってれば10ヘクタール以上あるということで理解してよろしいですか。

○事務局 はい、細い場所であっても一部が接しておれば、繋がってるという考えで間違いありません。

○議長（福嶋求仁子君） 他に何かございませんでしょうか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号4につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の7ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は通路への転用で、贈与による所有権移転です。

議案書別紙の29ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が所有権移転番号3の申請地で、六華保育園の南東側、東区公民館の北側に位置する農地です。

30ページが申請地の現況です。写真のとおり砂利敷きされている状況でした。申請者からは始末書が提出されておりまして、それによりまして、今回の対象地は、20年以上前から隣接する自宅への通路として利用されており、譲受人は農地法に対する理解不足により迷惑をかけたと反省しておられます。

31ページが配置図です。申請者は個人で、既に居住する住宅への通路として使用している当該土地を贈与により身内から譲受け、現況に合わせて地目を変更するのが今回の転用の目的です。

32ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の33ページにお示ししておりますとおり、申請地は約1.8aの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 13番 坂口委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（坂口正子君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年4月27日の午前、私と緒方推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の一部が農地に接しておりますが、

現状で土砂流出等も見られず、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

- 議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4は原案のとおり可決されました。

- 議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。使用貸借権番号1につきまして事務局に説明を求めます。

- 事務局 それでは説明申し上げます。議案書の7ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、使用貸借権設定です。

議案書別紙の34ページをお願いします。図面右上の太枠斜線部分が使用貸借権設定番号1の申請地で、市営南原住宅の西側、県道熊本菊鹿線の東側に位置する農地です。

次の35ページが申請地の現況です。写真のとおり申請地の一部が、既に砂利敷きや造成されている状況でした。申請者からは始末書が提出されておまして、それによりますと、譲受人は、半年前に周辺所有地の転用許可後の宅地造成に伴い、今回の申請地も子どもの個人住宅建設の計画を検討していたことから、併せて地ならしを行っています。農地法の理解不足により、違反してしまったことを反省しています。

次の36ページが配置図です。申請者は個人で、父所有の当該土地を使用貸借により借受け、個人住宅を建築する計画です。

37ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の38ページにお示ししておりますとおり、申請地は南側の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設であるいろどり歯科こどもク

リニック及び公益的施設であるクローバー保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 13番 坂口委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（坂口正子君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年4月27日の午前、私と緒方推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の南側及び東側は道路に接しており、周囲に農地はありません。道路に接していない敷地にはコンクリートブロックを設置し土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。使用貸借権番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の7ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号2の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、使用貸借権設定です。

議案書別紙の39ページをお願いします。図面右下の太枠斜線部分が使用貸借権設定番号2の申請地で、恵楓園敷地の南側、楓の森小・中学校の東側に位置する農地です。

次の40ページが申請地の現況です。

次の41ページが配置図です。申請者は個人で、母所有の当該土地を使用貸借により借受け、個人住宅を建築する計画です。

42ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の43ページにお示ししておりますとおり、申請地は約0.77haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 3番 上野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（上野育夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年4月27日の午前、私と酒井推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の北側は道路に接しており、南側及び東側に農地が接していますが、周囲にコンクリートブロックを設置し土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第4号議案に入ります前に、委員の議事参与の

制限を規定する「農業委員会等に関する法律 第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。

つきましては、その当事者であります。農業委員〇番〇〇委員、〇番〇〇委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書8ページをお開きください。

第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次の9ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の5月総会分、右側が令和5年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。

次10ページは、利用権設定等状況一覧表の中の所有権移転関係になります。詳しい内容につきましては、15ページに掲載しています。

次の11ページが今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は67,518㎡です。

次の12ページをご覧ください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は16件です。

1番から11番までが再設定です12番から16番までが新規です。

貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

番号 1、賃借権、大麦・大豆	10年	14,000円2筆
番号 2、賃借権 たばこ	10年	15,000円
番号 3、賃借権、イalian・トウモロコシ	10年	15,000円
番号 4、賃借権、西瓜	5年	10,000円
番号 5、賃借権、チマサンチュ	5年	11,000円
番号 6、賃借権、イalian・トウモロコシ	5年	15,000～15,800円2筆
番号 7、賃借権、水稻	5年	10,000円
番号 8、賃借権、水稻・スイートコーン	5年	5,000円3筆
番号 9、賃借権、WCS	5年	5,000円
番号10、賃借権、トウモロコシ	5年	15,000円4筆
番号11、賃借権、水稻	5年	20,000円2筆
番号12、賃借権、トウモロコシ・WCS	5年	15,000円4筆
番号13、賃借権、甘藷	5年	10,000円
番号14、賃借権、甘藷	5年	10,000円2筆
番号15、使用賃借権、トウモロコシ	10年	0円9筆
番号16、使用賃借権、芝	10年	0円

次の15ページをお開きください。15ページは先ほど10ページの利用権設定状況一覧表の所有権移転関係の詳しい内容でございます。

次に、中間管理機構を通じた貸し借り、一括方式について説明いたします。議

案書16ページをご覧ください。貸人、農地の情報、転貸人、借人、利用権の内容については議案書記載のとおりです。

番号1番の内容を説明いたします。番号1番は賃借権です。利用内容は水稻です。利用期間は5年、10a当りの賃借料は、15,000円です。

以上第4号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

次の17ページは、10ページ利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。

次の農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。

今回の合意解約件数は 10件 23,559㎡でございます。

内契約予定件数が 10件 23,559㎡でございます。

内契約が無い件数 0件 0㎡です。

今回10件は次の契約が予定されております。

これで第4号議案の説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（ありません）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。

第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。議案の審議が終わりましたので退席中の委員さんは着席されますよう案内をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書18ページをお開きください。

賃借希望番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

続けて申請地の場所ですが、19ページになります。図面中央の太枠斜線部分が申出地で、竹迫城公園の西側及び中部保育園の東側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、これまで知人に耕作をお願いしていたが、その方も高齢となり耕作が難しくなったため、当該申出地の借り手を探したくあっせんを申し出てきた次第です。

あっせん委員についてですが申出地域の担当委員であります野田委員、木永推進委員をお願いします。

続きまして使用貸借希望番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっています。

申請地の場所が2筆ありまして、1筆目が議案書20ページになります。くぬぎ園の北西側及び松島牧場の東側にある太枠斜線部分です。2筆目が議案書21ページになります。ルーテル学院野々島グラウンドの東側、図面中央にあります太枠斜線部分です。

あっせん申出の理由としましては、所有者が高齢となり耕作するのが難しくなったため当該申出地の借り手を探したくあっせんで申し出てきた次第です。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま、事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） あっせん委員さんに置かれましては大変ご苦勞でございますがよろしく願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書の22ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用4条届出につきましては2件の届出がっております。

場所を説明します。議案書の23ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。西合志南中学校の北側、熊本電気鉄道の線路沿いに位置する農地です。共同住宅を建設するための転用です。

つづきまして、24ページをお開きください。図面中央の太枠部分が番号2の届出地です。九州自動車道の西側、ドンキホーテ合志店の北側に位置する農地です。

ご覧のとおり現地には既に個人住宅が建っております。現在の地権者の亡くなったお父さんが昭和49年頃に建てられたということで、事務局でもその当時の転

用届出受理通知書を探してみましたが、該当はなかったため、今回始末書を添付の上、農地転用届出を提出いただいたところです。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局から第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はございませんか。

(ありません)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） 以上で議案の方は終わりました。事務局へお返しします。

4. 閉 会

○事務局長 それでは、長時間にわたりまして、慎重審議を頂きまして有難うございました。

以上を持ちまして、「令和5年5月の合志市農業委員会総会」を閉会致します。皆さん大変お疲れ様でございました。

-----○-----

閉 会 午後2時45分